

富士市議会議長 米山 享範 様

富士市長 小長井 義正

文書質問について（回答）

令和3年9月1日付け富議発第43号による文書質問について、下記並びに別添のとおり回答します。

記

1-1 富士市内の年代別の新型コロナウイルス陽性者数、症状区分（累計）はどうか。把握しているか。について

市内年代別の新型コロナウイルス陽性者数、症状区分はどうか把握しているかについてですが、県が「新型コロナウイルス感染症県内感染動向」に関するデータを公表しており、患者居住地が富士市となっているデータは、別紙1のとおりです。

1-2 幼稚園・保育園在園者の陽性者数、症状区分（累計）をどうか把握しているか。について

現時点においては、幼稚園や保育園の在園児が、新型コロナウイルスの陽性が判明した場合であっても、陽性者数などを管理している保健所からは、在園児の陽性が判明したことなどの情報提供はありません。

幼稚園や保育園の在園児が、新型コロナウイルスの陽性であることが判明した場合、在園している幼稚園や保育園に連絡していただくことを、全保護者をお願いしているため、それぞれの幼稚園や保育園において陽性となった在園児数は把握し、また、症状については、各施設からの保護者への聞き取りにより把握しています。

1-3 小、中、高校生の陽性者数、症状区分（累計）をどう把握しているか。について

教育委員会におきましては、小中学校で、児童生徒や同居家族等に新型コロナウイルスに関する症状や感染が疑われる状況（抗原検査・PCR検査の受診とその結果、濃厚接触者の特定等）があった場合、児童生徒が在籍している学校に報告をしていただくよう、今までも複数回にわたり保護者の皆様をお願いしてきました。こうした状況が生じたときは、保護者の皆様から速やかに各学校にご連絡をいただいております。教育委員会では、各学校から報告を受けることで、新型コロナ陽性者数の状況を把握しています。

また、症状区分につきましては、把握をしていませんが、発症日や検査日、家族の状況、行動履歴、新型コロナ陽性者となった児童生徒のその後の症状等を保護者からの聞き取りなどにより、一覧表に取りまとめて把握をしています。

さらに、保護者からの連絡がない、又は保護者からの連絡が遅れる等から、対応が後手になることを防ぐため、放課後児童クラブを管轄しているこども未来課や、保育園・幼稚園を管轄している保育幼稚園課と連絡を密にして、感染情報を共有できるよう努め、さらに、感染拡大防止の対策を講じる上で、迅速かつ的確に助言を得られるよう保健所とも連携をしています。

また、富士市立高校におきましても、同様に生徒一人一人の状況を把握しています。

2

(1) 「12歳～15歳の子どもへの接種」について、その判断者、基準、具体的な対応はどのように想定しているか。について

公益社団法人日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会は、「新型コロナワクチン～子どもならびに子どもに接する成人への接種に対する考え方～」として、子どもへの接種に関する提言をまとめています。（2021年6月16日付け提言、9月3日改訂）

それによりますと、子どもへの感染源の多くは、周りにいる成人であることから、まずは周囲の成人がワクチン接種を受けることにより、子どもへの感染を予防することとしています。

次に、重篤な基礎疾患のある子どもへのワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐことが期待される、としています。

また、健康な子どもについては、小児患者の多くは軽症であるが、まれに重症化することもあり、同居する高齢者がいる場合には感染を広げる可能性もあることから、ワクチン接種は有意義である、とされています。

さらに、いずれの場合においても、先行する成人への接種状況を踏まえて慎重に実施されることが望ましく、接種前・中・後におけるきめ細かな対応を行うことが前提である、とまとめられています。

また現在、デルタ株と呼ばれる変異ウイルスにより、子どもへの感染の比率が高まっており、教育の現場などでのクラスターの発生も危惧される状況下であり、子どもへのワクチン接種の必要性が高まっています。

日本小児科学会の提言の内容を踏まえ、富士市医師会などの関係機関と接種方法など

について協議を行いながら、ワクチン接種事業を進めていきます。

(2) 子どもへのワクチン接種に関し、情報提供すべきメリットや、リスクについてそれぞれどのように考えるか。また、それらの情報は、子ども及び保護者全員にわかりやすく伝える必要があると考えるが、どのように提供していくのか。について

接種対象者の皆様には、成人から子どもまで区別せずに、新型コロナワクチン接種券を郵送する際に、予約方法やワクチン接種に関する注意事項などを記したリーフレット、ファイザー社製の「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」を同封しています。

また、厚生労働省や内閣府、市のウェブサイトや、ワクチン接種予約サイトにおいても、新型コロナワクチンの安全性や有効性、さらに副反応などについて、広く情報提供を行っています。

併せて、接種は強制ではないことや、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について十分理解した上で、自らの意志で接種を受けていただけるよう、周知に努めています。

3 ワクチン接種が原因で後遺症等を発症した場合、法定受託事務として実施する富士市の責任はどこまで及ぶのか。について

ワクチン接種では、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの、比較的良好に起こる副反応以外にも、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が生じることがあります。極めて稀ではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、予防接種法には、「予防接種健康被害救済制度」が規定されています。

今回の新型コロナワクチン接種において、接種後に万が一健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、この救済措置を受けることができます。

なお、接種の際に仮に何らかの過失があった場合には、富士市はその責めを負う可能性はありますので、万が一にもこのような過失などが起きることがないように、富士市医師会、富士市薬剤師会など関係機関と連携し、注意を払いながら予防接種事業を進めております。

4 今回のワクチン接種は強制ではなくあくまでも希望者制とされるが、富士市として子どもへの接種について、中止を含めた再検討を国に求める考えはないか。について

現在、国内で変異ウイルスによる子どもへの感染事例が増加していますので、富士市として子どもへの接種について、中止を含めた再検討を国に求める考えはもっていません。

新型コロナワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化予防に対して

ワクチン接種の有効性が認められており、国の手引きをもとに進めています。

また、今回の新型コロナワクチン接種は、予防接種法第9条の臨時接種の規定が適用されていますが、あくまでも接種は強制ではなく、予防接種を受ける方には、自らの意志で接種を受けていただくものであり、接種を受ける方の同意がないまま予防接種が行われることはありません。

今後も市民の皆様にはこの趣旨を御理解いただけるよう努めながら、予防接種事業を進めていきます。